

## 役員及び評議員に対する報酬及び費用弁償規程

### （目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人トマトの会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、理事及び監事、並びに評議員（以下、「役員等」という。）の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### （定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）役員とは、理事及び監事をいう。
- （2）常勤の理事とは、この法人を主たる勤務場所とし、原則1日8時間、週5日以上この法人の業務を行う者をいう。
- （3）非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- （4）評議員とは、定款第8条に基づき置かれる者をいう。
- （5）報酬等とは、報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益等であって、その名称の如何を問わない。
- （6）費用とは、職務執行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

### （報酬等の支給）

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給することができる。

- （1）常勤の理事 無報酬
- （2）非常勤の役員 報酬
- （3）評議員 報酬

2 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席した場合においては、非常勤の役員に準じて報酬を支給することができる。

### （報酬等の額の決定）

第4条 この法人の全理事報酬総額は、年間50万円以内とする。

2 この法人の全監事の報酬総額は、年間10万円以内とする。

3 この法人の常勤の理事に対して報酬は支給しない。

定款第8条（評議員の報酬等）  
定款第21条（役員報酬等）  
における細則

4 非常勤の役員に対する報酬は、別記表1「非常勤の役員報酬」に定める額とする。

5 評議員の報酬は、別記表2「評議員報酬」に定める額とする。

（費用弁償の支給）

第5条 この法人は、役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 役員等には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費）を別に定める旅費規程に準じて出張費として支給することができる。

（報酬等の支給方法）

第6条 非常勤の役員及び評議員に対する報酬等は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

（公表）

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

（補足）

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

平成29年4月1日 一部改正（第2条）

平成29年2月1日 一部改正（第3条）

平成30年6月29日 一部改正（第3条、第4条）

令和2年6月25日から施行する。

定款第8条（評議員の報酬等）  
定款第21条（役員報酬等）  
における細則

別表1（非常勤の役員報酬）

（1）理事

	日 額
理事会等への出席	3,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	3,000円

（2）監事

	日 額
監事監査等への出席	3,000円
理事会、評議員会等会議への出席	3,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	3,000円

別表2（評議員の報酬）

	日 額
評議員会への出席	3,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5,000円